

岐阜市行政第169号の2
平成23年2月24日

岐阜市教育委員会 御中

岐阜市情報公開・

個人情報保護審査会

会長 幅 隆彦



保有個人情報開示請求に対する拒否処分に関する
不服申立てについて（答申）

平成22年9月7日付け岐阜市教委学指第456号で諮問のあった岐阜市教育委員会が行った開示拒否処分の妥当性について、別紙のとおり答申します。

担当 行政部行政課法規グループ

答申

第1 当審査会の結論

岐阜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が平成22年6月17日付けの保有個人情報の開示請求に対し、これを拒否した処分は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

平成22年8月16日付け岐阜市教委学指第410号2で実施機関が行った保有個人情報の開示拒否処分は、取り消すべきである。

2 異議申立ての理由の要旨

異議申立人の主張する不服申立ての理由の要旨は、異議申立書、意見書及び口頭での意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

(1) 平成19年7月の岐阜市情報公開・個人情報保護審査会の答申に基づき開示された「[]小一[]さんにかかわること」という文書が仮に平成18年に作成されたものであったとしても、答申後の「開示拒否した処分は取り消すべきである」という決定書とならんで「この文書を公開してよいか」という決裁書が入っていなければならない。

(2) 平成22年7月1日付けの保有個人情報開示等請求諾否決定通知書による拒否決定通知を受け取った後、実施機関から学校保健課が文書を所持していたとの連絡があった。しかし、学校保健課の職員が作成したわけではなく、学校指導課の職員が情報を受け取って作成していたはずである。

(3) 実施機関は、「現在の学校指導課の職員が当時の学校指導課及び学校保健課の担当職員と連絡をとり」と陳述書で述べているが、本来連絡をとってしかるべき人に連絡をとっていない。その人に連絡をとれば何かが分かるはずである。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、陳述書及び口頭での意見陳述によれば、おおむね次のとおりである。

1 実施機関が平成18年度から平成19年度までの学校指導課及び学校保健課の担当職員に確認したところ、次の事実が判明した。

(1) 平成18年度から平成19年度までの学校指導課の担当職員は、平成19年7月23日付け岐阜市教委学指第391号保有個人情報開示等請求諾否決定通知により開示された文書の作成に關係していなかった。当該文書は、次の(2)を理由として、平成18年に作成されたものである。

(2) 平成18年度から平成19年度までの学校保健課の担当職員は、平成19年7月23日付け岐阜市教委学指第391号保有個人情報開示等請求諾否決定通知により開示された文書を訴訟に対応するために関係者から聞き取りを

行い作成したが、その作成のための決裁は作成せず、弁護士へ提出する目的で作成した文書の一部として決裁を受けた。

- 2 平成19年7月の岐阜市情報公開・個人情報保護審査会の答申に基づいて、従前異議申立人に出された決定を取り消すとともに「[REDACTED] 小一 [REDACTED] さんにかかわること」という文書を開示する旨の決定を行った。この決定の取消しと新たな開示決定とを別個の決裁をもって行ったものではなく、一つの決裁で行っている。
- 3 以上のことから、文書不存在を理由に本件処分を行ったものである。

第4 当審査会の判断

異議申立人は、「[REDACTED] 小一 [REDACTED] さんにかかわること」という文書を開示することについての決裁があるはずであるとして、保有個人情報の開示請求をしたものである。

しかし、実施機関によれば、岐阜市情報公開・個人情報保護審査会の答申に基づいて開示決定を行ったときの決裁文書以外に異議申立人に開示することについての文書を作成していないとのことである。

そして、異議申立人が開示を主張する文書の存在をうかがわせる事情は認められない。

上記の理由により、第1のとおり判断する。

第5 審査会の審査経緯等

- 平成22年 6月 17日 保有個人情報開示請求
7月 1日 保有個人情報開示等請求諾否決定通知書による拒否決定通知（岐阜市教委学指第294号2）
8月 16日 保有個人情報開示等請求諾否決定取消し及び保有個人情報開示等請求諾否決定通知書による拒否決定通知（岐阜市教委学指第410号2）
8月 25日 異議申立て
9月 7日 諮問
9月 10日 実施機関に陳述書の提出依頼
9月 24日 実施機関から陳述書提出及び異議申立人から意見書提出
11月 19日 審査会開催。実施機関及び異議申立人から意見聴取
12月 2日 異議申立人から意見書提出
12月 3日 異議申立人から「会話（カセットテープ）について」と題する書面提出
12月 10日 異議申立人から上申書提出
12月 13日 異議申立人から上申書提出。審査会開催
- 平成23年 2月 2日 審査会開催
2月 24日 答申